

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出があったため、同条第 3 項の規定において準用する法第 5 条第 3 項の規定により公告し、縦覧に供します。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、法第 8 条第 2 項の規定により、この公告の日から 4 月以内に、市に意見書を提出することができます。

2019 年（平成 31 年）4 月 2 日

福山市長 枝 廣 直 幹

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパードラッグひまわりグラン松永店

所在地 福山市松永町六丁目 185-6 外

2 変更した事項

大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）ひまわり新松永店

（変更後）スーパードラッグひまわりグラン松永店

3 変更の年月日

2009 年（平成 21 年）5 月 22 日

4 変更する理由

正式名称決定のため

5 届出年月日

2019 年（平成 31 年）2 月 20 日

6 縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

福山市経済環境局経済部産業振興課及び福山市総務局総務部情報管理課（市政情報室）

(2) 縦覧期間

2019 年（平成 31 年）4 月 2 日から 2019 年（平成 31 年）8 月 2 日まで

7 意見書の提出

(1) 提出期限

2019 年（平成 31 年）8 月 2 日

(2) 提出先

福山市経済環境局経済部産業振興課